

沿岸広域振興局長告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年3月17日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1（1）道路の種類 一般国道  
（2）路線名 106号  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市区界第1地割57番130地先から57番128地先まで	新	m 79.5～19.9	m 259.0
	旧	79.3～17.2	259.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター  
イ 期間 令和2年3月17日から同年4月17日まで

- 2（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 普代小屋瀬線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町安家字松林170番2地先から169番1地先まで	新	m 25.6～5.4	m 99.2
	旧	6.9～5.2	99.2

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター  
イ 期間 令和2年3月17日から同年4月17日まで